

## 1 目標の説明文の記載方針の選択

- ・ 交通事業者は、長期的な利用者の減少傾向や2020年からのコロナの影響で**経営環境が悪化**していることに加え、運転手をはじめとする**人手不足が深刻化**しています。
- ・ ここ最近では、路線廃止、運休・減便や事業撤退が多く報じられますが、過疎地域や地方部に限らず、**大都市圏でも同様の事態**が起きています。
- ・ 2024年4月からは労働時間規制も適用され、状況はより深刻になると見込まれますが、現時点で、**抜本的に解決する方法は見出されていません**。
- ・ そこで、このような状況を踏まえ、別添1-1「常滑市地域公共交通計画（案）」では、基本方針と関連する**目標0及びⅠ～Ⅲの説明文を2案**作成しました。

### A案

計画期間の5年間で、状況が**さらに悪化する可能性を危惧し、危機的な状況をあえて強く印象付ける**よう表現したもの

### B案

危機的な状況を**的確に伝えつつ**、一つ一つの施策を**着実に取組める**よう、一定の表現にとどめるもの

- ・ 委員の皆様には、公共交通の現況、地域の実情、これまでの取組みなどを総合的に考えていただき、**記載方針の選択**をお願いします。
- ・ 決議と同様、委員の過半数が意見を提出し、うち3分の2以上が選択した案に決定します。いずれの案も3分の2に満たない場合は、会長、座長、事務局で協議のうえ方針を決定します。

## 2 最終案作成に向けた意見や修正

- ・ 今回の地域公共交通計画（案（一部素案））を修正し、12月19日（火）開催予定の**第7回常滑市地域公共交通協議会**で**最終案を示す予定**です。
- ・ 最終案のとりまとめにあたり、今回お示しした案への**意見や修正をお願いします**。

## 3 依頼事項への回答方法について

- ・ 後日、回答様式を送付しますので、「①目標の説明文の記載方針」と「②最終案作成に向けた意見や修正」を記載し、事務局まで提出してください。
- ・ 送付する様式のほか、任意様式による提出も可です。
- ・ ①、②のいずれも**10月31日（火）まで**に提出してください。